

## 長野県児童相談所における、パーマネンシー保障のためのケースワークの取組の整理について

令和7年度 長野県児童相談所のパーマネンシー担当で会議・研修等（4回）を重ね、今後のケースワークについて、主に措置児童等のパーマネンシーをいかに保障していくか検討を実施した。

以下、これまでの会議と研修にて確認してきたことの概要と、今後の長野県児童相談所のケースワークの方針について記載している。

- **パーマネンシーとは（長野県社会的養育推進計画（後期計画）から）**  
 「こどもが『自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係』のなかで育つこと  
 ※「①安全（危険がないこと）、②個別的なケア（アタッチメント）、③将来に続く関係の見通し」を保障。
- **パーマネンシーゴールとは（長野県社会的養育推進計画（後期計画）から）**
  1. 家庭維持
  2. 家族再統合（親子分離後の（早期の）家庭復帰）
  3. 親族養育（親族里親等による養育を含む）
  4. 特別養子縁組・普通養子縁組
  5. 実家族との一定の交流や関与のもとに、里親家庭等で養育

※上記について、こどもとともにその実現を目指していくこと。
- **令和7年度長野県児童相談所 パーマネンシー担当で会議にて整理・確認した事項**
  1. **ケースワーク上の課題**  
**被措置児童について、在宅の虐待等ケース対応に追われ、以下のような状況が生じている。**
    - ・措置児童の家庭復帰等への関わり（援助）が十分できず、ケースワークが停滞。
    - ・長期間措置され、かつ、家庭との交流等が途絶えている。家庭復帰の見込みに乏しいケースが多い。
  2. **現状把握**  
**○措置児童について**
    - ・被措置児童の自己肯定感が低い。
    - ・被措置児童のパーマネンシーが保障されていると感じる割合が低い。
    - ・施設入所児童の声として  
「もっと個別の時間がほしい。せつかく担当になっても替わると正直しんどい」  
「ひとりひとりにあった生活スタイルがもっとできるといい（そういう意味では、里親のところに行く、こどもを増やしていけばいいと思う）」

「3月までは中高生中心でよかったが、メンバーが小中学生に替わりうるさ  
い」

### ○児童相談の取組状況について

- ・児童の家庭復帰・里親養育への移行の考え方について、管内の施設と共通認識を醸成するため会議を実施。
- ・家庭引取の見込みがないケースであっても交流を調整。
- ・措置児童のパーマネンシーゴールを設定し、どのようにパーマネンシーを保障していくかを検討。
- ・措置児童の家庭復帰と里親養育への移行について、定期的に確認。

### 3. KPT による課題の整理と施策検討、ロジックモデルでの確認

日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授 久保 樹里氏・講師 宮國康弘氏から助言を受け、KPT 手法による課題や次なる施策の検討を行うとともに、「長野県社会的養育推進計画（後期計画）」の評価指標も参考に、整理した課題・考えられた施策について、ロジックモデルを作成。

- ・措置児童に関する課題については、パーマネンシープランニングに基づく取組をすすめていくことで、望ましい変化が起き、被措置児童の自己肯定感の向上等の課題解決とパーマネンシー保障につながることを見通し、評価指標を整理。

## こどものパーマネンシー保障に向けたロジックモデル

施策・取組課題のための現状把握	エビデンス=政策の因果効果を表すもの					
	インプット	活動 アクティビティ	結果 アウトプット	短期 アウトカム	中期 アウトカム	インパクト
	取組の方向性 政策的インプット	施策・取組の 具体的な活動	活動に基づく 産出の結果	活動に基づく成果 (こどもの変化)	活動に基づく成果 (こどもの変化)	最終的に 生じた変化
・被措置児童の自己肯定感(低)	担当人員等の投入 研修予算の投入	パーマネンシー プランニングの 導入・進捗管理	親面接、子面接、 支援会議、親子の 交流等+	パーマネンシーの 保障(狭義)につ ながる結果+	こどものウェル ビーイング (結果の安定+)	こどもの将来にわ たるウェルビーイ ング
・被措置児童のパーマネンシーの実感(低)	人員資源の投入 研修予算の投入	こども・家族との LSWの実施	LSW実施ケース数 +	こどもの問題行動 の減少	こどものウェル ビーイング (自己肯定感+)	こどもの将来にわ たるウェルビーイ ング
・被措置児童の家庭復帰可能性 家族との交流 →時間経過で減少	推進人員の投入 里セン等の資源へ の予算投入	QPIの取組の推進	エビデンスに基づ く業務プロセスの 改善・定着	里親等委託率向上 共同・親族養育+ 里親不調の-	こどものウェル ビーイング (自己肯定感+)	こどもの将来にわ たるウェルビーイ ング
・被措置児童座談会 こどもの声 →恒常性の希求	推進人員の投入 児家セン等の資源 への予算投入	ラップアラウンド の展開	要対協での当事者 参画の支援会議の 増加	当事者(親子)の 主体性の回復 (終結ケース+)	こどものウェル ビーイング (高校卒業+)	こどもの将来にわ たるウェルビーイ ング
・里親等委託率低迷	推進人員の投入 研修予算の投入	Safe Care等の 推進(研修実施)	認定訪問支援員等 の増加	サポートを受ける 乳幼児・家庭増加 (支援実施数+)	こどものウェル ビーイング (虐待相談-)	こどもの将来にわ たるウェルビーイ ング
・地域懇談会の声 →困難ケース(増)	推進人員の投入 研修予算の投入	こども家庭セン ターの設置促進	母子保健と児童福 祉の一体的な支援 (合同会議+)	サポートを受ける 乳幼児・家庭増加 (サボプラ+)	こどものウェル ビーイング (虐待相談-)	こどもの将来にわ たるウェルビーイ ング
・児童虐待相談対応 件数(増)	推進人員の投入 研修予算の投入	家庭支援事業量の 拡大を推進	地域懇談会、市町 村との打合せ、研 修等の増加	サポートを受ける こども・家庭 (実施率・回数)	こどものウェル ビーイング (虐待相談-)	こどもの将来にわ たるウェルビーイ ング

#### 4. ラップアラウンドの考え方

久保 樹里氏から、保護者が養育を自分事として捉えるよう支援する在り方として「ラップアラウンド」についての講義を受講。

- ・措置児童の家庭復帰には、保護者が児童を養育できる体制が必要。
- ・支援者側のリソースは限られており、また、永続的に関わることができなため、当事者自身に課題解決能力をつけるよう支援し、一定期間で支援を終結するアプローチが必要。

※以下、ラップアラウンドの要点の一部。

- ・保護者が、どのような家族として在りたいかを出発点に、保護者を中心にしたチームで目指すべき方向を共有。
- ・フォーマルな支援者と、ユースサポーターやピアサポーターを含めたインフォーマルな支援者を含み当事者を支援するチームをつくる。(必ずしも、ユースサポーターやピアサポーターがいなくても実践は可能。)
- ・保護者自身がニーズを言語化できない可能性も考慮しながら、当事者の声に耳を傾けるアプローチ。
- ・保護者の良いところを意識して探し、時に褒める等支持的な立場をとる。
- ・支援する期間は1～2年。

※今後、児童相談所と地域の支援者（市町村・児童家庭支援センター・里親支援センター等）へ、「ラップアラウンド」の考え方、支援の実践について広めていく。

#### 5. 山梨県パーマネンシープランニングモデルの状況について確認

パーマネンシープランニングモデルに先駆的に取り組んでいる山梨県中央児童相談所への視察及びオンライン会議により、導入状況の説明を受け以下の概要を確認。

- ・地区担当と、措置児童の家庭引取に対応する移行班に分けている。
- ・パーマネンシープランの進行管理は、週1回1時間の頻度で実施。毎回10ケース程度を実施。
- ・パーマネンシープランの内容は、保護者へ架電、児童面接の実施等の取り組みやすいものであり、ケースワークの停滞を防ぐことが目的。
- ・パーマネンシープランの導入により、児童とのつながりを大切にし、在宅ケースが分離に至らないように、家庭の維持に注力。また、分離後は、支援体制を構築して家庭復帰を意識。

長野県児童相談所のケースワークの今後の取組として、パーマネンシープランニングの導入をしていく。

# 児童相談所におけるこどものパーマネンシー保障の取組方針（案）

最終更新日：2026年2月25日 児童相談・養育支援室

## 1 基本的な考え方

この文書は、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」を理念とし、安全だけでなくこどもが安心して将来を見通しながら主体的に育つことができる環境を保障する（こどもの権利を守る）ために、長野県の児童相談所におけるケースマネジメントの方針を示すものです。

こどもが「家庭で家族の一員として」育つとともに、「自分をずっと支え、つながってしてくれるおとなとの関係」の中で育つことを常に念頭におき、こどもを保護・措置した責任のもとできる限り早期にその養育環境を保障するため、パーマネンシープランニングの導入・定着により、保護・措置ケースのマネジメントを徹底します。

## 2 パーマネンシープラン

パーマネンシー保障の理念にもとづき、こどもの長期的な生活の見通し（家庭復帰・親族養育・里親委託・特別養子縁組等）を早期に決定し、その実現に向けて必要な支援を計画・実行するケースマネジメントのプロセスです。

## 3 パーマネンシーゴールの優先順位

こどもやその家族等の意見・意向や状況に応じて、以下の優先順位（パーマネンシーゴール）を踏まえたケースマネジメントを展開します。

優先順位	ケースマネジメントの目標（ゴール）
①	市町村や児童家庭支援センター等を主体とする在宅支援により、自分が生まれ育った家庭（実家庭）で家族の一員として育つこと *児童相談所による在宅指導措置（委託）を含む
②	一時保護～短期措置後も家族支援・家族交流を継続し、自分が生まれ育った家庭に早期に復帰 <u>（早期：乳幼児数か月以内、学童期以降は1～2年以内）</u> *乳幼児は、原則、短期措置であっても里親等委託 （学童期以降も「家庭養育優先原則」を適用）
③	親族等による養育 （祖父母・おじ・おば等の親族、その他こどもの身近な大人による養育）*里親制度（親族里親、養育里親）を積極的に検討・活用
④	法的な新しい親子関係の形成 *原則として特別養子縁組/15歳以上の場合は普通養子縁組も考慮
⑤	里親委託（ファミリーホームを含む）による家庭養育のもと家族等との長期的な関係を維持 * <u>数か月～数年かけて家庭への復帰を目指す場合を含む</u>
⑥	中高生の場合等で施設での養育がこどもにとって適切である場合、施設での養育のもと家族等との長期的な関係を維持

※機械的に優先順位に沿って目標設定するものではないことに留意する。

### 3 児童相談所の体制

児童相談所における一時保護等のこどもの安全確保中心の対応に加え、こどもの権利を守る視点を強化し、保護・措置後のケースマネジメントを途切れさせない体制・方法を整えます。

#### 【体制】

各児童相談所では、職員体制等に応じて措置後のケースのマネジメントを主として担当する「パーマネンシー保障チーム」を設置するなど、パーマネンシーを実現する支援やプラン見直しをより適時・適切に行うための体制作りに努めます。

チームを設置する場合は、乳幼児の措置ケースから担当するなど、チームの設置を優先し、年齢や措置期間等に応じた優先順位によりチームの体制と担当ケースを徐々に拡大していきます。

その他、係ごとで地区ケースと措置ケースを分担する仕組み等も考えられます。

#### 【パーマネンシープランの作成】

措置決定の際は、パーマネンシープランニングを行うよう努めます。

ゴールは「こどもの時間感覚」等を考慮して、優先順位を付けた複数のゴールを設定するとともに、ゴールが実現する条件・見直し条件等を検討して記録します。

パーマネンシーゴールは児童相談所の援助方針と連動するもので、児童記録票に記載するなど、措置先の関係者と共有して援助を実行します。

なお、パーマネンシープランニングは、「パーマネンシープラン（簡易版）」を用いるなど、適切かつ円滑な作成について方法を工夫・見直ししていきます。

#### 【進行管理】

児童相談所の体制にかかわらず、里親等委託の推進を含むこどものパーマネンシー保障のため、措置ケースの進行管理を下記のとおり定期的に行います。

- 一時保護ケース … 毎週
- 乳幼児措置ケース … 最低でも1か月に1回
- その他の措置ケース … 3か月に1回

### 4 ケースマネジメントにおける主な留意点

- (1) こどものニーズを中心に据え、科学的な根拠や国内外の専門的な知見を踏まえケースマネジメントを実践します。
- (2) どのようなケースであっても、当事者（こども・家族）の主体性を尊重するケースマネジメントに努めます。
- (3) 当事者を含む関係機関（者）と目標と期限を共有し、目標を達成するために協働します。このために、情報についても適切かつ十分に共有を図ります。
- (4) 実家庭による養育が困難又は適切ではない場合、こどものつながりを維持する観点から、措置決定の前に親族等による養育の可能性を調査して十分に検討するよう努めます。
- (5) こうした親族等の養育にあたっては、児童相談所の関与を確実にする観点からも、里親制度を積極的に検討・活用します。
- (6) 一時保護中を含め、措置直後からこどもと家族との関係の維持・回復を図ります

- (7)また、措置前後から家族と措置先の協力関係の構築及び維持・向上に努めます。このために、一時保護や措置の際の措置先による安心コールの活用や、措置後1か月以内の子どもや家族との家庭復帰等に関する支援会議の開催等が考えられます。
- (9)子どもと家族の交流にあたっては、子どもの養育者（里親・施設のケア担当職員）が同席するよう調整します。同席等により家族と措置先の養育者が協力する姿を見ることが子どもの安心につながります。

## 5 KPIの設定（KPI（Key Performance Indicator）＝「重要業績評価指標」）

児童相談所において、主として下記のKPIを意識して、措置ケースのケースマネジメントを展開します。指標の把握については別に定めます。

- 措置中の子どもや家族等との面接回数（月次で把握・向上）
- 措置中の子どもと家族等の交流回数（月次で把握・向上）
- 永続的解決（家庭復帰、親族養育等へ移行、養子縁組）件数、措置解除中の割合（四半期把握・向上）
- 乳幼児及び学童期以降の里親等委託率（四半期把握・向上）
- 平均措置期間（乳児院・児童養護施設、里親等）（年次把握・低減）

## 6 既に措置している子どもへのケースマネジメント

- (1)長期間にわたり措置されている子どもの場合、子ども面接・家族との連絡や面接が十分にできていない可能性があります。
- (2)そのため、停滞しているケース（乳児院措置・3か月以上、児童養護施設措置・幼児半年以上、学童期以降2年以上）を把握し、調査・面接等により状況の確認をしていくことが必要です。
- (3)その上で、停滞しているケースについて、パーマネンシーゴールを（再）設定・見直しの上、取り組みやすいアプローチ（子ども面接、家族への架電、親族調査等）にてケースを動かしていきます。
- (4)これらの設定・見直し等は、所内の進行管理や援助方針会議等により検討します。
- (5)取組の成果を確認するため、子どものリスト化によるケースワークの進捗管理を行うとともに、指標（KPI）に基づき定期的な調査を実施し、所の取組状況を把握・評価します。
- (6)既に先行所が取り組むように、施設等との定期連絡会議等により、子どもの家庭復帰（親族養育含む）又は特別養子縁組・里親養育への移行について児童相談所と施設等の足並みが揃うよう継続的な働きかけを実施するよう努めます。